

杜の都・仙台の豊かな森林を未来へつなぐための
太陽光発電事業の立地に係る指導方針の実施に関する要綱

(令和7年9月2日環境局長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、杜の都・仙台の豊かな森林を未来へつなぐための太陽光発電事業の立地に係る指導方針（令和7年9月2日策定。以下「指導方針」という。）に基づく自粛要請にも関わらず、本市域内の森林地域に太陽光発電事業の立地を検討しようとする者が、計画段階環境影響評価を適切かつ円滑に行うための手続等に関する必要な事項を定め、もって自然や地域と共生した本市の良好な自然環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 森林地域 森林法（昭和26年法律第249号）第2条第1項に規定する森林をいう。
- (2) 事業者 本市域内において、仙台市環境影響評価条例施行規則（平成11年仙台市規則第6号）別表第一の6の項のセに定める太陽光発電所の設置又は同項のソに定める太陽光発電所の変更を検討しようとする者をいう。
- (3) 事業計画 太陽光発電所の立地及び施設配置に係る計画をいう。
- (4) 計画段階環境影響評価 事業者が、事業計画の立案の段階において、当該事業計画が環境に及ぼす影響について、調査、予測及び評価を行うことをいう。

(配慮書の作成)

第3条 事業者は、複数の事業計画の案を策定し、それぞれの案ごとに計画段階環境影響評価を行うとともに、次の各号に掲げる事項を記載した計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）を作成するものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 事業の名称及び目的並びに事業に係る組織体制
- (3) 事業を実施しようとする区域の周辺で実施され、又は計画されている同種の事業に係る位置図
- (4) 事業を実施しようとする区域その他の事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（以下「関係地域」という。）の範囲及びその概況
- (5) 複数の事業計画の案の内容
- (6) 複数の事業計画の案のそれぞれについて、計画段階環境影響評価の項目ごとの調査、予測及び評価の結果を取りまとめたもの

- (7) 計画段階環境影響評価の総合的な評価
- (8) 計画段階環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (9) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第4項の認定を受けようとしているもの又は認定を受けたものについては、その申請内容及び認定状況

2 事業者は、配慮書の作成に当たっては、次の各号に定める環境配慮事項との整合性に十分に配慮しなければならない。

(1) 森林の保全

施設配置等について複数案を検討の上、森林の伐採を極力抑え、可能な限り土地の改変を回避すること。

(2) 自然環境（動植物）の保全

多様な動植物の生息・生育環境や生態系の連続性に配慮し、ため池等の水辺環境を保全するとともに、適切な残置森林を確保すること。

鳥類等への影響に配慮した太陽光パネルの配置等を検討すること。

事業実施前後において、動植物に係る詳細な現地調査を実施し、その結果を踏まえ、適切な環境保全対策を講じること。

(3) 土砂災害・水害対策

傾斜地や軟弱地盤箇所等への太陽光パネル等の設置を回避すること。

将来の気候変動の予測も踏まえながら、土砂災害及び水害、周辺の水辺環境への濁水の流出が発生しないよう、適切な造成計画や排水計画等を検討すること。また、斜面や防災調整池、雨水排水路、残置森林等について適正に維持管理を行うこと。

土砂災害等に伴い太陽光パネルが破損・流出した場合等における災害対策体制を構築すること。

(4) 生活環境の保全

パワーコンディショナー等による騒音や低周波音の影響について、民家との離隔や低騒音型機器の採用など、適切な環境保全対策を講じること。

太陽光パネルによる光害や景観に係る影響について、反射率の低い太陽光パネル等の採用や向きを検討など、適切な環境保全対策を講じること。

(5) 環境コミュニケーションの推進

事業計画や環境保全対策の検討にあたっては、地域住民等に対し丁寧に説明を行うとともに、住民等からの意見に十分配慮すること。

(6) 事業終了後の対応

太陽光パネル等を適切に撤去するとともに、リサイクルを優先として適正に廃棄処理すること。

周辺の自然環境に配慮しながら、森林の復元や植林など原状回復のみならず環境の創造に取り組むこと。

(配慮書の提出等)

第4条 事業者は、配慮書を作成したときは、当該配慮書及びこれを要約した書類（以下「要約書」という。）を市長に提出するものとする。

2 事業者は、前項の規定による提出を行った後、配慮書について環境の保全及び創造の見地からの意見を求めるため、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載その他これに類する適当な方法により、配慮書を作成した旨その他次の各号に掲げる事項を公告し、公告の日から起算して1月間、当該配慮書及び要約書をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(1) 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 事業の名称、種類及び規模

(3) 事業を実施しようとする区域の位置

(4) 事業に係る関係地域の範囲

(5) 配慮書及び要約書の閲覧方法及び期間

(6) 配慮書について環境の保全及び創造の見地からの意見を公募する旨並びに当該意見の公募期間及び提出先

3 市長は、第1項の規定により配慮書及び要約書の提出を受けたときは、当該配慮書及び要約書の写しをインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

4 市長は、その実施に際し、法令等の規定により、免許、特許、許可、認可、承認若しくは同意（以下「免許等」という。）又は届出（当該届出に係る法令等において、当該届出に関し、当該届出を受理した日から起算して一定の期間内に、その変更について勧告又は命令をすることができることが規定されているものに限る。以下「特定届出」という。）が必要とされる事業について、前項の規定による公表を行ったときは、遅滞なく、当該免許等を行う者又は当該特定届出を受理する者に対し、その旨を通知するものとする。

(配慮書説明会の開催等)

第5条 事業者は、前条第2項に規定する公表の期間内に、関係地域内において、配慮書の記載事項を周知させるための説明会（以下「配慮書説明会」という。）を開催するものとする。ただし、当該関係地域内に配慮書説明会を開催する適当な場所がないときは、市長と協議の上、当該関係地域以外の地域において開催することができる。

2 事業者は、配慮書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、市長に通知するとともに、これらを配慮書説明会の開催を予定する日の1週間前までに、時事に関

する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載、印刷物の配布又は回覧、掲示板への掲示その他これらに類する適当な方法のうち、2以上の方法により公告するものとする。

- 3 事業者は、配慮書説明会の開催に当たっては、要約書を配布するとともに、配慮書の内容の具体的かつ平易な説明に努めるものとする。
- 4 事業者は、配慮書説明会を開催したときは、その概要を書面により市長に報告するものとする。

(配慮書についての意見の公募)

第6条 事業者は、配慮書について環境の保全及び創造の見地からの意見を有する者から、意見書の提出により、意見を求めるものとする。

- 2 前項に規定する意見の公募の期間は、第4条第2項の公告の日から、同項に規定する公表の期間が満了する日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間とする。
- 3 事業者は、意見を公募するに当たっては、郵便、ファクシミリを利用して送信する方法、電子メールを送信する方法その他事業者が必要と認める方法により提出を求めるものとする。この場合において、事業者は、意見書を提出しようとする者に対し、その氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を当該意見書に記載するよう求めるものとする。
- 4 事業者は、第2項に規定する期間を経過した後、速やかに、第1項の規定に基づき提出された意見の概要及び当該意見についての事業者の見解を記載した書類並びに同項の規定に基づき提出された意見書の写し（意見書の提出がない場合には、これらに代えてその旨を記載した書面）を市長に送付するものとする。

(仙台市環境影響評価審査会への報告等)

第7条 事業者は、配慮書の内容並びに前条第1項の意見の概要及び当該意見についての事業者の見解について、仙台市環境影響評価審査会へ報告するとともに、同審査会から意見を聴くものとする。

(市長の意見)

第8条 市長は、第3条から前条までの手続の結果を踏まえ、配慮書について環境の保全及び創造の見地からの必要な意見を書面により述べるものとする。

- 2 市長は、前項の意見を述べるときには、あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定により意見を述べたときは、遅滞なく、その旨及び当該意見の内容を公表するものとする。
- 4 事業者は、前条第1項の審査会からの意見及び第1項の市長意見を尊重するとともに、第

6条第1項の意見に配慮し、事業計画内容を検討するものとする。

5 事業者は、第1項の市長意見及びそれについての事業者の見解を記載した書類を、市長に提出するものとする。

(仙台市環境影響評価条例との関係)

第9条 事業者は、仙台市環境影響評価条例（平成10年仙台市条例第44号）第7条第1項で定める方法書等の提出の前に、あらかじめ第3条から前条までに規定する手続を行うものとする。

(雑則)

第10条 環境影響評価法（平成9年法律第81号）第2章第1節の規定により行われた計画段階配慮事項の検討その他の手続は、この要綱の相当する規定（第5条の配慮書説明会の開催に係る規定を除く。）により行われたものとみなすことができる。

第11条 この要綱の実施に際して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年9月2日から実施する。